

H30.4.1 利用分からの

旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービスについて

旧介護予防訪問介護に相当するサービス及び旧介護予防通所介護に相当するサービスの報酬については、

- 原則 月額包括報酬とするが、以下の①②場合は、1回単位を用いる。

ただし、月の利用回数により「1回単位」「月額単位を利用」のいずれかを選択する。

① 月途中の利用者との契約開始・契約解除（転出入を除く）

- 月途中の契約開始・契約解除の場合、利用回数により「1回単位」「月額単位を利用」のいずれかを選択する。

週1回程度利用予定の人	当月1・2回利用	1回単位
	当月3回以上利用	月額単位を利用
週2回程度利用予定の人	当月1～4回利用	1回単位
	当月5回以上利用	月額単位を利用
週3回超程度利用予定の人 (旧介護予防訪問介護相当サービスのみ)	当月1～7回利用	1回単位
	当月8回以上利用	月額単位を利用

- 例) 月途中の4月10日の契約開始や4月29日の契約解除⇒利用回数により

月額単位を利用か1回単位を選択

契約開始により3週目から毎週水曜日（週1回）利用で月2回利用⇒1回単位

契約解除により3週目まで毎週水曜日と金曜日（週2回）利用で月6回利用⇒月額単位を利用

② 月途中の入院による利用中止および退院による利用開始

- 入退院により通常月の回数を利用できない場合、利用回数により「1回単位」「月額単位を利用」のいずれかを選択する。

週1回程度利用予定の人	当月1・2回利用	1回単位
	当月3回以上利用	月額単位を利用
週2回程度利用予定の人	当月1～4回利用	1回単位
	当月5回以上利用	月額単位を利用
週3回超程度利用予定の人 (旧介護予防訪問介護相当サービスのみ)	当月1～7回利用	1回単位
	当月8回以上利用	月額単位を利用

- 例) 入院により当月利用予定が週1回で月5回だったが、月4回利用⇒月額単位を利用

退院により3週目から毎週水曜日（週1回）利用で月2回利用⇒1回単位

退院により2週目から毎週水曜日と金曜日（週2回）利用で月6回利用⇒月額単位を利用

注意事項

- 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理 システム変更に係る参考資料の送付について（確定版） I-資料9」（H30.1.18 丹南5市町合同事業者説明会資料に添付）に基づき、日割りにて算定をする。

- 「月額単位を利用」は、月額包括報酬の単位を利用するが「月額包括報酬」とは取扱わない。

よって「月額単位を利用」の場合、日割り算定の対象事由からは除外。（日割り算定はしない）

参考：H30.1.18「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する事業者説明会（丹南5市町合同）にて配布の参考資料「平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理 システム変更に係る参考資料の送付について（確定版） I-資料9」

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用に関する資料のP4の★印の部分の「月途中の利用者との契約開始及び契約解除」については、月額包括報酬の単位とした場合の日割り算定の対象事由からは除外する。

- 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合

それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。